

花小金井五丁目自治会住民説明会の質疑

日時：平成23年10月15日（土）20時～21時30分

場所：花小金井北公民館

参加者数：19名

【町名について】

・最初の説明会で、大沼町一丁目の一部、天神町二丁目の一部と一緒に、町名が変わることを知った。住民としては、全く違った新しい町名は受け入れ難く、署名活動などを行った。花小金井五丁目のまま住居表示を実施するよう求めたが、実施基準等のルール上、不可能であるため、結果、花小金井七・八丁目という案になった。

・町名が変わってしまう、大沼町や天神町の住民の反応はどうか。
→今回の住居表示実施に向けては、町境の変更という難しい課題を抱えているため、説明会においても慎重に、段階を踏んで説明してきた。町境の変更について説明した際に、大沼町の住民から反対する声が出たのは事実であるが、繰り返し丁寧に説明し、最終的に町名案の説明会をしたときには、どうしても反対であるといったニュアンスの意見はなかった。

・町名変更という話が出て、花小金井という地名が無くなってしまわないかという危機感を持ち、話し合いや署名活動を行ってきた。花小金井五丁目のまま実施されることがベストであるという気持ちはあるが、市の実施基準等を考慮するとそれはできないというのが市のスタンスであった。結果、最大限住民の要望が受け入れられ、花小金井の地名が残り、花小金井八丁目という案になった。このことについては、妥当な対応であると評価している。

【実施方法について】

・審議会委員のうち、花小金井五丁目地区の住民が、住居表示実施地区の住民であるのはわかかったが、その他の対象地区の委員はどうか。

→住居表示未実施地区の住民である。

・住居表示で、新たな住所を割り振ることと、町名の変更はセットで行われるものか。
→住居表示を実施する場合には、住居表示に関する法律や住居表示実施基準に基づいて行う必要があり、それに従うこととなれば、町名の変更は避けられない。

・住居表示による住居番号は、建て替えなどで番号の並びが、狂ってしまうことはないか。
→住居番号は街区の外周（道路等）にあらかじめ連続した番号を振り、出入り口の位置で決定している。そのため、建て替えや空き地に家が建った場合にも、住居番号の連続性が狂うことはない。

また、現在はグランドなどの広大な土地にも、面積に応じ、あらかじめ街区を余分に振っておくことで、街区の連続性も担保できるようにする。

・花小金井一丁目のグランド跡地において、街区の設定に例外が起きている。この地区を五丁目とする例外があってもよいのではないか。

→花小金井一丁目の街区に例外ができてしまったのは事実であるが、これからの住居表示については、まちづくりの観点から行うものであり、今後、実施を控えている地域はどこも、町境の変更といった難しい課題を抱えている。今回の住居表示は今後の実施の先駆的事例となることから、基準に沿った規則正しい街並みを目指すためにも、例外からスタートすべきではないと考えている。

・変更の請求にあたって、50名以上の署名となっているが、対象区域の住民数の割合からするとどれくらいか。

→住居表示に関する法律で規定されている。署名には割合は考慮せず、有権者の50名以上の署名となっている。

・公示の開始は10月中旬とのことだが、具体的にはどうか。

→10月17日～11月16日である。

・17日に公示するということは、今回の説明で納得できない場合、住民は50名以上の署名を集めて、変更の請求をするしかないということか。

→そのように考えてほしい。変更の請求を受けた場合、市は必ず、変更の請求書を添えて、議案の提出をしなければならない。議会は公聴会という形で、区域の住民からの意見を聴取し、市の案をそのままあるいは、修正して議決することとなる。

【住所変更の手続き等について】

・町名が変わることと、地番の関係はどうか。

→住居表示が実施されると、住所は不動産登記上の地番とは別のもの（～番～号）で表されるようになる。登記簿上の町名部分「花小金井五丁目」が「花小金井八丁目」となり、以降の地番、「〇〇〇番地の〇〇」は、変更ない。

・本籍の表示はどうか。

→本籍を花小金井にしている場合は、不動産登記同様、町名部分のみが変更になる。地番は変更ない。

・住居表示が実施されるということは、住所はそのまま、便宜上の番号が振られるということか。

→住民票上の住所が変わることであり、公に指す住所は、実施後には、住居表示のものを使っていただくことになる。

・住所が変わることで、さまざまな機関に住所変更の届け出が必要になるため、住民側の負担が大きい。

→市の管轄する住所変更は全て、市で変更し、公共料金、郵便局、その他市からの一斉通知で変更可能なものは、できる限り市で対応する。運転免許証、金融機関、勤務先等については自身で手続きしていただくこととなるが、できる限り詳細な手続きの手引きを作成し、各戸へ通知する。

また、将来、住所変更の手続きが発生しても、住居表示実施の証明については、いつまでも無料で発行する。

・郵便物は、住居表示実施後でも旧住所で届くか。

→郵便局へは対照表を配布する。引越しなどの転送は1年間であるが、住居表示の実施に関しては、当分の間（数年間のスパン）間違いなく配達されるよう、郵便局と調整する。

【その他】

・すでに、住居表示を実施している地域の住民は、住所と土地の地番は皆、違うということか。

→そのとおり。近隣では西東京市、東久留米市、小金井市などが100%の実施率であり、23区では98%となっている。都市化の状況等により、市によって進捗率は異なる。

・都市部では住居表示が適用され、地番と住所が違うのは普通のことなのか。

→住居表示は都市化に伴い、発生してきた問題点を解決するために生まれた制度である。そのため、小平市でも、一時、住居表示がストップした時期があったが、近年、この地域も開発が進んだことにより、住居表示を実施する時期が来たということである。

・町名の変更が避けられないとして、市の説明では資産価値の減少はないとのことであったが、そのあたりは実際の取引の現場でどうであるとか、不動産鑑定の間ではどうであるとか、事例としてこうであったとかを明確にする必要があるのではないか。

→資産価値の変化については情報を収集し、早急にお知らせする。

・他の自治会への対応、反応はどうか。

→提出のあった署名の内容をみると、「花小金井五丁目の存続」と「花小金井の4文字の存続」の二つに分かれる。そのため、「花小金井五丁目の存続」が主訴である、この自治会だけに対し、個別の説明会を実施した状況である。

・資産価値の下落がないという点が明らかになれば納得できるため、調査結果を早急に知らせしてほしい。

→変更請求の期間に配慮し、早急に回答する。